

令和4年度 第1回 豊田市国民健康保険運営協議会

(書面による開催)

- 1 副市長あいさつ
- 2 会長・会長職務代理者選出
- 3 会長あいさつ
- 4 諮問
- 5 議事

【協議事項】

- (1) 令和5年度豊田市国民健康保険税率等について

【報告事項】

- (1) 令和3年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 令和4年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について
- (3) 第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の取組状況について
- (4) 国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について
- (5) その他改正等について

●次回予定 令和4年11月24日(木) 午後2時から(南52会議室)

※新型コロナウイルス感染症等の状況によって変更する可能性があります。

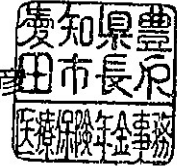
諮 問 書

豊 田 市

令和4年8月4日

豊田市国民健康保険運営協議会会長 様

豊田市長 太田 稔 彦



豊田市国民健康保険税について（諮問）

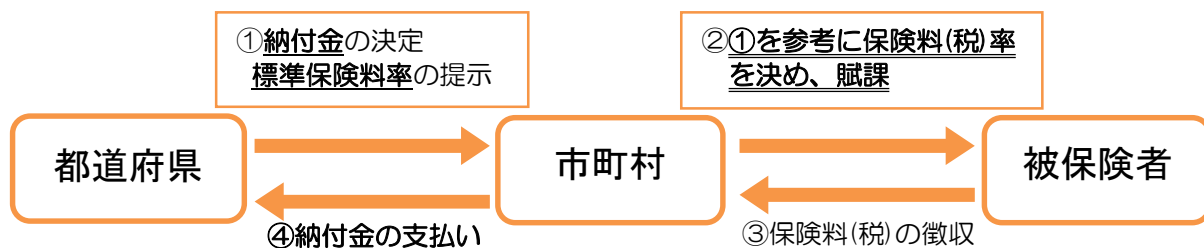
豊田市国民健康保険運営規則（昭和56年規則第27号）第2条の規定により、
令和5年度豊田市国民健康保険税率等について、貴協議会に意見を求めます。

【協議事項 1】 令和 5 年度豊田市国民健康保険税率等について

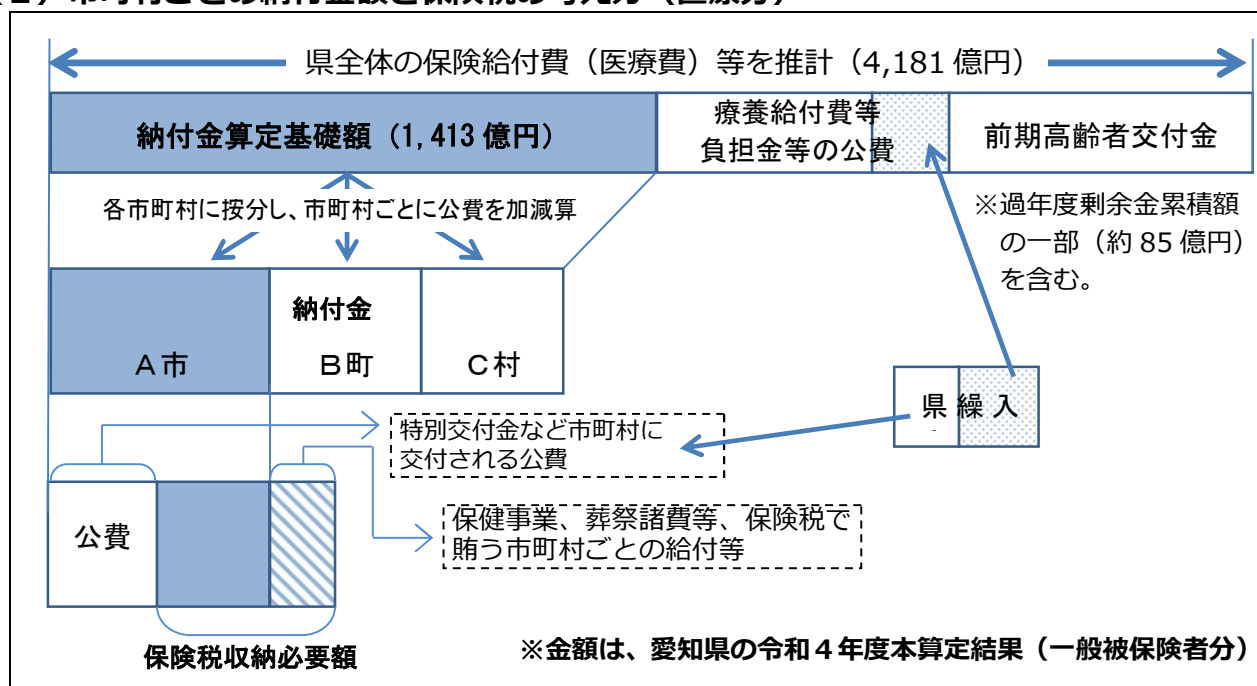
1 県が提示する国民健康保険事業費納付金等(納付金)の算定の考え方(平成30年度以降)

(1) 納付金の概要

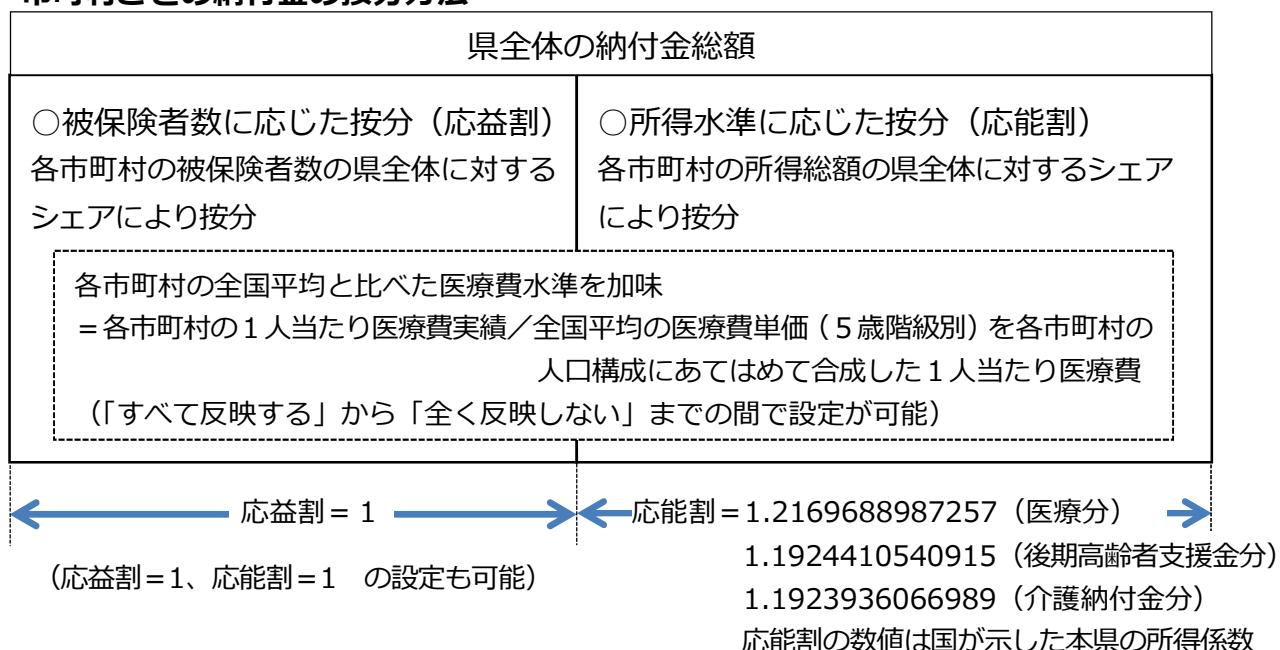
愛知県の国民健康保険事業に要する費用等に充てる納付金を県に支払うために、各市町村は保険税を賦課・徴収する。



(2) 市町村ごとの納付金額と保険税の考え方(医療分)



(3) 市町村ごとの納付金の按分方法



(4) 令和5年度納付金算定の考え方について（県連携会議において協議中）

- ア 被保険者数の推計方法：コーホート要因法（前年における1歳下の人口を「自然増減（出生と死亡）」及び「純移動（資格取得・喪失）」の実績に基づき推計）による。
- イ 一人当たりの保険給付費（医療費）の推計方法：国が示す推計方法を基本とする。
- ウ 医療費水準の反映：市町村ごとの医療費水準の違いをすべて反映する。
- エ 応能割の数値：国が示す全国平均の被保険者一人当たりの所得額における愛知県の所得額水準に応じた所得係数とする。（応益割：応能割＝1：1としない。）
- オ 仮算定・本算定の提示時期は昨年どおりで変更なし
仮算定提示：11月中旬、本算定提示：1月中旬

(5) 愛知県における決算剰余金の活用について（県連携会議において協議中）

令和4年度納付金算定では、令和2年度以前の決算剰余金の累積額（国庫返還金等の財源を除く）の全額（約84億円）を県全体の納付金から減算した。

その結果、県平均で一人当たり納付金額が6,241円引き下げられたが、その反面、令和3年度の決算剰余金の見込みは約23億円で、令和5年度納付金算定時に活用できる決算剰余金は大幅に減少することになる。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり令和5年度納付金の算定における活用ルール（案）が示されている。

【令和5年度以降の活用ルール（案）概要】

- ①納付金の急激な上昇を抑制するため、原則3年間で活用する。
- ②令和5年度納付金算定で累積額約23億円の3分の1を活用することを基本とする。
- ③令和4年度保険給付費の増加等で財源不足が見込まれる場合は、上限額を設けず、令和4年度の執行に活用する。
- ④②を基本とするが、納付金の年度間の平準化を図るため、以下の場合は例外的に活用額の変更を可能とする。
 - ア 納付金が著しく上昇する場合
 - イ 納付金の伸びが小さく、剰余金の活用による必要性が低い場合

2 令和5年度保険税率の見直しを検討する上での今後の主な論点

将来的に保険税率の急激な引上げにならないように配慮するためには、段階的に本来集めるべき保険税水準に近づける必要がある。

このことを踏まえ、令和元年度国保運営協議会の審議により、「県の激変緩和措置が終了する令和5年度までの4年間で保険税率を改定する場合、単年の引上げ幅が大きくなるため、その2倍の8年間程度をかけて、緩やかに引上げを実施する（※）ことが適当」と答申があり、令和2年度以降の答申もこの考え方を継承した。

令和5年度保険税率等を見直しを検討する際には、令和3年度の答申を基本として、新たな変動要因を反映するために、被保険者数や医療費の動向などを注視していく必要がある。

※豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」）を活用した本市独自の激変緩和措置

(1) 豊田市国民健康保険財政の中長期の見通し

中長期の見通しを令和4年3月に改定した。保険税決定の重要な要素となる納付金には、多くの変動要因（県決算剰余金の動向、県納付金の動向、被保険者数・所得の増減など）があるため、県の算定結果等をもとに毎年度改定していく必要がある。

【参考】中長期の見通しの概要

(単位：百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
支出額	10,599	10,110	9,774	9,444	9,126	8,889
収入額	9,620	9,332	9,178	9,025	8,922	8,895
不足額	△979	△778	△596	△419	△204	6

※記載の額は、保険税率を段階的に引き上げた場合における納付金ベースでの推計であり、国民健康保険特別会計全体の収支の見込みを表すものではない。

(2) 納付金に影響を及ぼす要因

納付金に影響する一人当たりの医療費の伸び等についても考慮する必要がある。

【考慮が必要なもの】

- ・被保険者数 ・一人当たりの医療費、所得、調定額 ・保険税収納率
- ・税率見込み ・保険料水準の県内統一の議論 ・県決算剰余金
- ・標準保険料率との差

【医療費の伸びの要因】

- ・高齢化の影響 ・診療報酬改定 ・医療の高度化
- ・新型コロナウイルス感染症の影響

(3) 前年度繰越金の影響

都道府県単位化以降は、市単独で運営していた時のような規模の前年度繰越は生じない仕組みとなったが、令和3年度は医療費の大幅な増加に備える必要が生じたことにより、令和4年度への繰越金が大きく増加する見込み。この繰越金は、令和4年度中の収支バランスにより、必要な時期に活用していく予定である。

	R2 歳入 (R1→R2)	R3 歳入① (R2→R3)	R4 歳入② ※見込み (R3→R4)	増減②－①
決算額	100,223 千円	584,780 千円	1,655,215 千円	1,070,435 千円

(4) 一般会計法定外繰入金の影響

一般会計からの法定外繰入のうち決算補てん目的とみなされるもの（下表中の●印）については、国のガイドラインにより、計画的に削減解消を目指すこととされており、実施している市町村は保険者努力支援制度においてマイナス評価を受ける。

ただし、市の独自施策として実施されている条例減免や福祉医療による減額調整分及び保健事業に係る繰入は決算補てんとみなされず、解消は求められていない。

【参考】法定外繰入金の推移

(単位：千円)

区分	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 予算
保健事業繰入金	238,778	216,143	232,265	251,027
その他繰入金	173,614	1,094,893	1,304,697	184,539
福祉医療波及分	157,533	149,805	154,754	163,539
国保税減免分	16,081	19,593	18,695	21,000
基金積立分		925,495	1,131,248	0
● 決算補てん分	0	0	0	0

(5) 国民健康保険財政調整基金（基金）の活用

令和3年度は、都道府県単位化の影響に伴う保険税の激変緩和措置に活用するために、年度当初に9億8千万円余を取り崩したほか、医療費の大幅な増加に備えるために3月補正において追加で7億8千万円余を取り崩した。

このことにより、令和4年度当初に約14億円を取り崩した後の基金残高は2千万円余となった。

引き続き、一般会計からの繰入などの方法により、基金規模（保有額）が確保できるように積立が必要であるため、(3)の令和3年度からの繰越金16億5千万円余の活用を含めて、市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう慎重に検討する。

【参考】基金残高の推移

(単位：億円)

	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末	R4 予定
(取崩)	7.0	7.0	5.7	6.4	10.7	17.7	14.0
(積立)	4.0	10.8	7.4	0	9.3	12.2	未定
差額	△3.0	3.8	1.7	△6.4	△1.4	△5.5	未定
残高	22.0	25.8	27.5	21.1	19.7	14.2	未定

(6) 保険料水準の統一に向けた動向（県連携会議＜財政部会＞において協議予定）

国のガイドラインに基づき、全都道府県の国保運営方針に保険料（税）水準の統一に関する記述が追加され、愛知県においても議論を行うために令和3年度に「財政部会」を設置し、統一の意義、定義、前提条件等について協議が始まった。

令和3年度は、全国の状況に関する情報提供、市町村意見の聴取を中心に、財政部会での議論を踏まえて県連携会議での意見交換や全市町村への意見照会等が行われた。

令和4年度は、具体的な議論（統一の方法・時期、市町村ごとの医療費水準等の差）、を進める予定で、被保険者の保険料（税）負担の急増に配慮する必要があることを求めていく。

3 令和5年度納付金・標準保険料率関係、運営協議会での審議スケジュール（予定）

時期		主体	内容	運営協議会	当初予算 編成
R4	7月 下旬	国	公費の考え方提示	—	—
	11月 中旬	県→市	納付金仮算定額・標準保険料率の提示 (国からの仮係数をもとに算定)	第2回 11/24 予定	●
	12月 中旬	県→市	納付金仮算定額（退職分含む）・標準保険料率の提示	第3回 12/15 予定 ※答申は 後日予定	●
R5	1月 中旬	県→市	納付金確定額・標準保険料率の提示 (国からの確定係数をもとに算定) ※算定結果によっては再審議、 又は、変わり得るという留保条件を付議することが必要	必要に応じて開催	—

※11月中旬に提示される予定の仮算定結果は、愛知県における算定状況により、遅れる可能性が示唆されている。

4 令和4年度国保事業費納付金と保険料（税）に関する参考資料

（1）名古屋市及び県内同規模市、西三河ブロック市の税率改正の状況

市町村名	賦課方式	一般被保険者数	令和4年度の保険税(料)率改正の有無	(参考) 納付金 激変緩和前 対 H28 伸び率
みよし市	税	8,515	有：引上げ (医療分平等割を除く)	103.86%
碧南市	税	12,893	有：引上げ	103.54%
知立市	税	10,733	無：据え置き	103.20%
豊田市	税	70,768	有：医療分のみ 所得割引上げ	102.92%
刈谷市	税	23,289	無：据え置き	102.89%
安城市	税	31,394	有：（標準保険料率を採用）	102.33%
一宮市	税	71,489	無：据え置き	102.01%
春日井市	税	54,548	無：据え置き	101.76%
高浜市	税	7,300	無：据え置き	101.65%
岡崎市	料	68,083	有：引上げ (後期分平等割を除く)	101.63%
西尾市	税	33,702	有：引上げ (医療分平等割を除く)	101.38%
名古屋市	料	422,343	有：医療分・介護分引上げ 後期分引下げ	100.97%
豊橋市	税	70,189	有：引上げ（平等割を除く）	100.70%

（参考）豊田市の県内順位

（下段は県内 54 市町村中の順位等）

	年齢調整後 医療費指数	一人あたり 所得金額（円）	一人あたり 納付金額（円）	一人あたり納付金 対 H28 比伸び率
豊田市	0.87 (38 位)	845,553 (11 位)	149,759 (15 位)	102.92% (13 位)
県平均	0.90 (22 位)	741,563 (29 位)	144,843 (27 位)	101.76% (38 位)
最大	1.04 豊根村	1,119,423 飛島村	183,486 飛島村	108.80% 豊根村
最小	0.78 田原市	601,736 東栄町	129,719 東栄町	100.69% 岩倉市

(2) 令和4年度本算定結果の標準保険料率(※)とモデル世帯での税額シミュレーション

ア 令和4年度豊田市税率と標準保険料率の比較

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
豊田市税率	5.85	26,100	22,000	1.80	6,800	6,500	1.55	9,400	5,800
市町村 標準保険料率	6.30	26,953	17,726	2.47	10,259	6,747	2.55	13,084	6,530
都道府県 標準保険料率	6.44	39,242		2.37	14,001		2.47	18,063	

イ モデル世帯での税額(年額)シミュレーション

(単位:円)

40歳夫婦と小学生2人の世帯	豊田市税率 での試算 ①	市町村 標準保険料率 での試算 ②	都道府県 標準保険料率 での試算 ③	差額 ②-① 差額 ③-①
ケース① 給与所得 142 万 ※低所得世帯に係る軽減: 5 割	183,300	214,900	236,100	+31,600 +52,800
ケース② 給与所得 300 万 ※低所得世帯に係る軽減: なし	421,000	496,800	538,900	+75,800 +117,900
ケース③ 給与所得 685 万円 ※低所得世帯に係る軽減: なし	775,200	899,900	940,400	+124,700 +165,200

※市町村標準保険料率: 各市町村の収納率の違いなどを加味した保険料(税)率。

＜最終的に目指す水準に到達するまでの過程の目安＞

都道府県標準保険料率: 全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準。

＜最終的に目指す水準の目安＞

※子どもが未就学児の場合は、未就学児に係る均等割が5割軽減されるため、上表の金額より低くなる。

【報告事項 1】令和3年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて

歳入歳出決算額

	令和3年度決算	令和2年度決算
歳入総額…A	37,225,289 千円	35,083,294 千円
歳出総額…B	35,570,074 千円	34,498,514 千円
実質収支額…A-B	❶ 1,655,215 千円	584,780 千円

●歳入

(単位：千円、%)

款	予算現額	R3 決算額	R2 決算額	決算構成比
1 国民健康保険税	7,475,745	7,629,855	7,811,939	20.5
2 国庫支出金	7,606	5,821	25,402	0.0
3 県支出金	23,185,109	23,735,510	22,748,861	63.8
4 財産収入	629	630	2,858	0.0
5 繰入金	5,199,233	5,179,815	4,273,343	13.9
6 繰越金	584,779	❷ 584,780	100,223	1.6
7 諸収入	103,426	88,878	120,668	0.2
合 計	36,556,527	37,225,289	35,083,294	100.0

(単位：千円)

繰入金の内訳	R3 決算額	R2 決算額	増減
基盤安定繰入金	1,348,343	1,335,216	13,127
職員給与費等繰入金	347,477	370,793	△23,316
出産育児一時金等繰入金	53,946	59,724	△5,778
財政安定化支援事業繰入金	126,266	126,452	△186
保健事業繰入金	232,265	216,143	16,122
その他一般会計繰入金	1,304,697	1,094,893	209,804
基金繰入金	❶ 1,766,821	1,070,122	696,699

●歳出

(単位：千円、%)

款	予算現額	R3 決算額	R2 決算額	決算構成比
1 総務費	355,396	349,182	377,867	1.0
2 保険給付費	24,153,725	23,203,875	22,297,095	65.2
3 国民健康保険事業費納付金	10,397,473	10,397,471	10,541,560	29.2
4 保健事業費	348,149	340,704	321,834	1.0
5 基金積立金	1,220,629	1,220,629	928,354	3.4
6 諸支出金	76,155	58,213	31,804	0.2
7 予備費	5,000	0	0	-
合 計	36,556,527	35,570,074	34,498,514	100.0

令和3年度決算のポイント

- ❶ 保険給付費に関して、コロナ禍による受診控えの反動と考えられる大幅な増加と年度内の変動リスクに備えるため、7億8千2百万円を基金から追加で繰り入れたことにより、実質収支額が増加した。
- ❷ 実質収支額 16億5千5百万円余から前年度繰越金 5億8千4百万円余とその他一般会計繰入金(基金積立分) 11億3千1百万円余を差し引くと6千万円余の赤字となる。
- ❸ 一人当たり保険給付費が対前年度比 18,857円(6.4%)増加した。

(単位：円)

R3 決算額（一人当たり）		R2 決算額	増減
国民健康保険税	102,493	102,600	△107
国 庫 支 出 金	78	333	△255
県 支 出 金	318,841	298,777	20,064
財 産 収 入	9	37	△28
繰 入 金	69,581	56,125	13,456
繰 越 金	7,855	1,316	6,539
諸 収 入	1,194	1,585	△391
合 計	500,051	460,773	39,278

(単位：千円)

その他繰入金の内訳	R3 決算額	R2 決算額	増減
福祉医療波及分	154,754	149,805	4,949
保険税減免分	18,695	19,593	△898
基金積立分	❷ 1,131,248	925,495	205,753
赤字補てん分	0	0	0

(単位：円)

R3 決算額（一人当たり）		R2 決算額	増減
総 務 費	4,690	4,963	△273
保 険 給 付 費	㊦ 311,700	292,843	18,857
国民健康保険 事業費納付金	139,670	138,449	1,221
保 健 事 業 費	4,577	4,227	350
基 金 積 立 金	16,397	12,193	4,204
諸 支 出 金	782	418	364
予 備 費	0	0	0
合 計	477,816	453,093	24,723

【報告事項 2】 令和 4 年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について

歳入歳出予算額

	令和 4 年度当初予算…A	令和 3 年度当初予算…B	増減 (A/B)
歳入総額	35,072,930 千円	34,566,572 千円	+ 1.5%
歳出総額	35,072,930 千円	34,566,572 千円	+ 1.5%

●歳入

(単位：千円、%)

款	R3 当初	R4 当初	増減
1 国民健康保険税	7,416,366	7,492,828	+ 1.0
2 国庫支出金	1	1	±0.0
3 県支出金	23,609,450	23,646,856	+ 0.2
4 財産収入	929	244	△73.7
5 繰入金	3,366,401	3,812,136	+ 13.2
6 繰越金	20,000	20,000	±0.0
7 諸収入	153,425	100,865	△34.3
合 計	34,566,572	35,072,930	+ 1.5



(単位：千円)

繰入金の内訳	R3 当初	R4 当初	R4 当初の積算方法
基盤安定繰入金	1,335,216	1,366,344	R3 交付額を計上
職員給与費等繰入金	367,847	371,979	歳出予算額を計上
出産育児一時金等繰入金	84,000	84,000	同上
財政安定化支援事業繰入金	158,065	157,833	愛知県が算出した額を計上
保健事業繰入金	259,884	251,027	歳出予算額を計上
その他一般会計繰入金	176,568	184,540	福祉医療波及・税減免を計上
基金繰入金	984,821	1,396,413	

●歳出

(単位：千円、%)

款	R3 当初	R4 当初	増減
1 総務費	369,265	373,284	+ 1.1
2 保険給付費	23,316,725	23,361,675	+ 0.2
3 国民健康保険事業費納付金	10,468,743	10,931,001	+ 4.4
4 保健事業費	363,907	361,723	△0.6
5 基金積立金	929	244	△73.7
6 諸支出金	42,003	40,003	△4.8
7 予備費	5,000	5,000	±0.0
合 計	34,566,572	35,072,930	+ 1.5

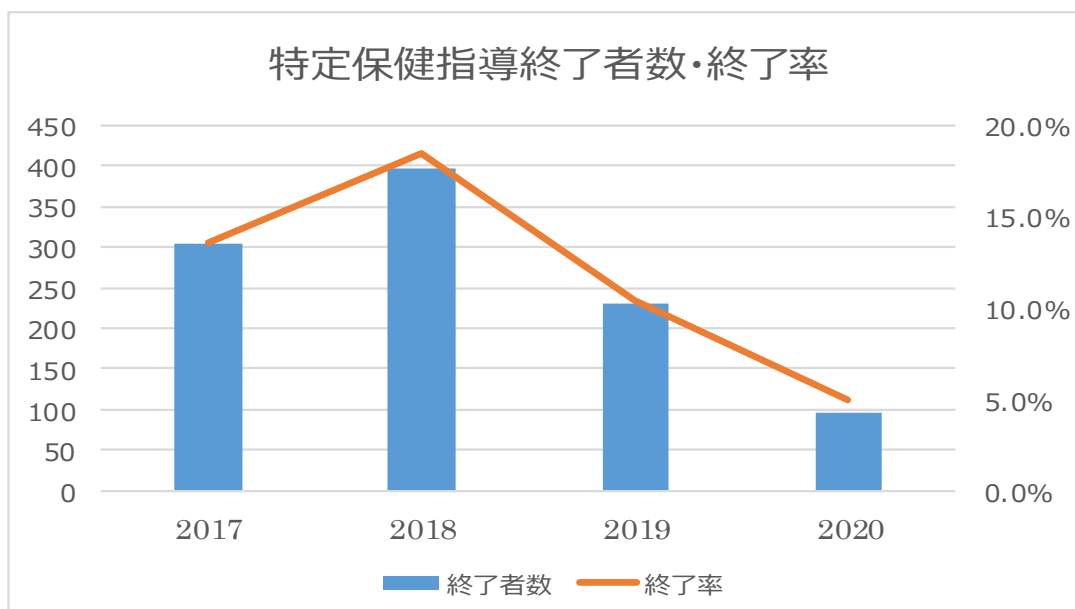
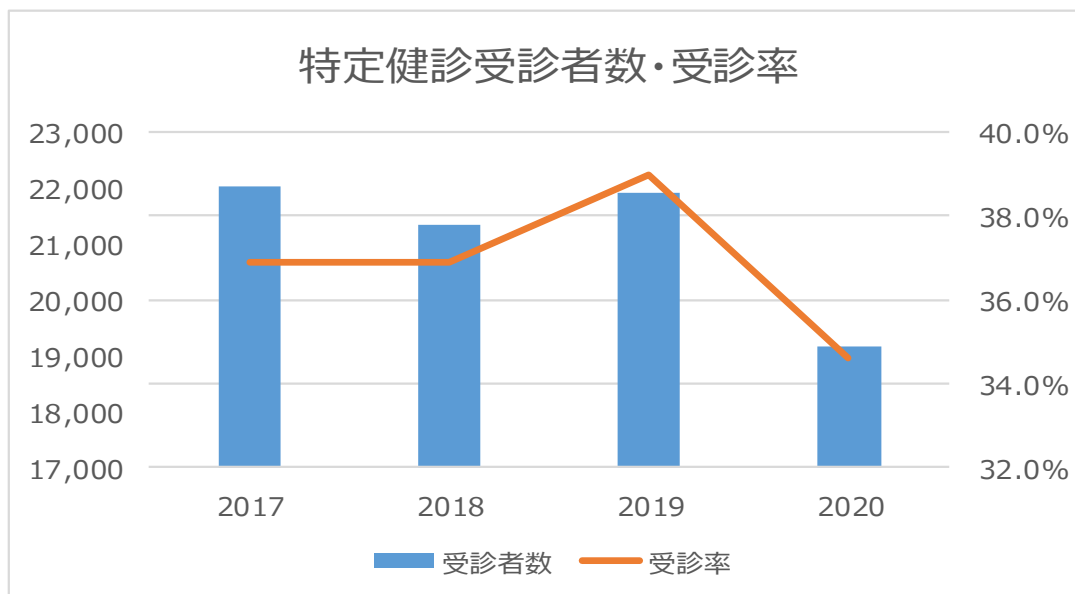
【報告事項3】第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の実施状況について

1 目標値(法定報告値)

・特定健康診査受診率	2023年度	45%
・特定保健指導実施率(終了率)	2023年度	25%

特定健康診査・特定保健指導 法定報告値

項目		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
特定健康診査受診率	実績	36.9%	36.9%	39.0%	34.6%	令和4年 11月公表
	対象者数	59,741人	57,765人	56,157人	55,403人	
	受診者数	22,031人	21,335人	21,914人	19,166人	
特定保健指導実施率(終了率)	実績	13.6%	18.5%	10.4%	5.0%	令和4年 11月公表
	対象者数	2,229人	2,141人	2,213人	1,917人	
	終了者数	304人	397人	231人	95人	



2 令和2年度実績

(1) 特定健診受診率

単位：人

特定健診受診率の推移（表1）

年度		40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上	合計
28 年度	対象者	7,414	6,310	29,159	18,671	61,554
	受診者	1,149	1,342	11,279	8,399	22,169
	受診率	15.5%	21.3%	38.7%	45.0%	36.0%
29 年度	対象者	7,030	6,143	26,618	19,950	59,741
	受診者	1,075	1,392	10,279	9,285	22,031
	受診率	15.3%	22.7%	38.6%	46.5%	36.9%
30 年度	対象者	6,635	6,040	23,822	21,268	57,765
	受診者	1,073	1,419	9,176	9,667	21,335
	受診率	16.2%	23.5%	38.5%	45.5%	36.9%
元年度	対象者	6,322	6,073	21,573	22,189	56,157
	受診者	1,066	1,441	8,699	10,708	21,914
	受診率	16.9%	23.7%	40.3%	48.3%	39.0%
2 年度	対象者	6,160	6,170	19,805	23,268	55,403
	受診者	830	1,233	7,070	10,033	19,166
	受診率	13.5%	20.0%	35.7%	43.1%	34.6%

※2 年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、特定健診の実施を一時見合わせていた時期あり。

出典：法定報告

(2) 特定保健指導実施率

特定保健指導実施率の推移（表2）

年度	積極的支援				動機付け支援				合計			
	対象者	初回実施者	完了者		対象者	初回実施者	完了者		対象者	初回実施者	完了者	
28 年度	339	30	8.8%	30	1,849	249	13.5%	164	2,188	279	12.8%	194
29 年度	351	36	10.3%	23	1,878	229	12.2%	281	2,229	265	11.9%	304
30 年度	376	41	10.9%	44	1,765	256	14.5%	352	2,141	297	13.9%	397
元年度	349	23	6.6%	21	1,864	207	11.1%	210	2,213	230	10.4%	231
2 年度	280	10	3.6%	7	1,637	87	5.3%	88	1,917	97	5.1%	95

※完了者の中には前年度実績報告後から当該年度で完了した人を含む。

※元年度及び2 年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、受講勧奨を一時見合わせていた時期あり。

出典：法定報告

2021年度 保健事業の取組内容

事業名（担当課）		2021年度の取組内容	アウトプット		指標	アウトカム		指標	特記事項
			目標値（2021目標値）	実績		目標値（2021目標値）	実績		
特定健康診査	特定健康診査未受診者対策（総務課）	・過去5年間の受診状況・検査値・問診等を分析し、複数のパターンに分けそれぞれに応じた勧奨案内を送付した。 ・年度途中の国保新規加入者に対し、窓口で特定健診の受診方法などを記載した説明文を配布し、特定健診の受診を促した。 ・4月2日以降の新規加入者に対して受診勧奨案内を送付した。 ・特定健診の案内やホームページ等に国保加入者のうち、人間ドックなど他の健診を受診した人から健診データを提供してもらえるようにお願いした。 ・昨年度健診データの提供者に、今年度も提供してもらえるように案内を送付した。 ・新型コロナウイルス感染症による健診受診控えに対し、広報やホームページによる啓発を実施した。	25%	34%	受診者数/勧奨対象者数	①32% ②20% ③100件	①27.99% ②16.73% ③87件	2年連続受診率（2019から2020年度） 40～50歳代の受診率(2020年度法定報告) 他で健診受診者のデータ提供数（2021年度）の増加	
	特定保健指導未受講者対策（総務課）	・特定保健指導積極的支援対象者、40～59歳の動機付け支援対象者には、健診結果送付時に個別メッセージを同封した。 ・対象者全員に電話による受講勧奨を行った。 ・再勧奨通知を10月、12月、1月に発送した。 ・特定健康診査受診医療機関にて、対象者へ受講勧奨ちらしを配布した。	①積極：98% 動機：97% ②積極：7% 動機：12%	①積極：91% 動機：98% ②積極：1.8% 動機：3.6%	①実施者数/勧奨対象者 ②申し込み/対象者	①積極：39% 動機：30% ②積極：9% 動機：10% ③積極：94% 動機：99%	①積極：44% 動機：36% ②積極：4% 動機：8% ③積極：83% 動機：98%	①実施者の改善率 ②勧奨者の実施率 ③実施者の終了率 （資格喪失者除く）	
生活習慣病予防	普及啓発活動（総務課・地域保健課）	・広報、ちらし等を活用した情報発信を実施した。 ・地域主催のイベント等で健康教育、健康相談を実施した。 ・企業と連携した普及啓発を実施した。	①100% ②130回、210回 ③2,660人、6300人	①100% ②14回、70回 ③312人、97人	①揭示数/配布数 ②健康教育・相談実施回数 ③②の参加者数	37.0%	43.4%	生活習慣改善率（意志なし）割合	
		・ヘルスサポートリーダー養成講座、ヘルスサポートリーダースキルアップ研修を開催した。 ・ヘルスサポートリーダー健康づくり講座の開催、市の健康づくり事業への協力を実施した。 ・「からだ点検おすすめ隊」、「生活習慣見直し隊」、「元氣アップお助け隊」の活動を支援した。	705人	704人	ヘルスサポートリーダー 養成講座修了者数	①1,720人 ②460回	646人 231回	①活動者（延べ）数 ②活動回数	
	重症化予防対策（総務課・地域保健課）	【疾病予防教室】 生活習慣病予防教室は、新型コロナウイルス感染症蔓延のため、事業の実施時期等の見通しが立たないため中止とした。	【疾病予防教室】 -	【疾病予防教室】 -	【疾病別教室】	【疾病予防教室】 ①- ②- ③-	【疾病予防教室】 ①- ②- ③-	【疾病別教室】 ①血液検査改善率 ②行動変容率 ③参加率	
		【受診勧奨】 ・健診結果において糖尿病が疑われる未治療者に対し、手紙・電話・面接・訪問等により医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施した。 糖尿病対策地域連携会議で効果的な重症化予防事業について検討を行った。 ・評価方法等については引き続き、支援評価委員会の助言を受けた。	【受診勧奨】 100%	94.9%（130/137） （保）総務課88/95人 地域保健課42/42人	【受診勧奨】 実施者数/対象者数	【受診勧奨】 0.40%	0.64% （130/20251）	【受診勧奨】 ④HbA1c7%以上または糖尿病性 腎症3,4期相当者のうち未治療者 数/健診受診者数	
医療費適正化	医療費の通知（国保年金課）	・医療費の総額と自己負担額を、国保加入の全世帯に2か月毎に通知した（5,7,9,11,1,3月）。	全世帯	全世帯	発送件数	－	－	－	
	ジェネリック医薬品の利用促進（国保年金課）	・ジェネリック（後発）医薬品を使用した場合に、1調剤あたり100円以上又は1人あたり300円以上減額となる被保険者（30歳以上）に通知した（9,3月）。	7,000件	5,080件	発送件数	77.0%	77.2%	ジェネリック医薬品の使用割合（数量）	
	柔整受診者へのアンケート調査（国保年金課）	・柔整施術を受けた被保険者の中から無作為抽出した100人に対し、施術内容や回数についてのアンケート調査を行った（毎月）。 ・アンケート調査の結果、回答とレセプト内容が異なっていないかを調査した。	1,200件 （毎月100件）	676件	アンケート実施数	－	－	柔整療養費の適切な運用	
	重複・頻回・重複服薬者対策（総務課）	・3か月連続して、1か月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を2以上の医療機関から処方されている者に対し、適正受診・適正服薬を促すため家庭訪問を実施した。（血圧、脂質、血糖、脂肪肝）	100%	100%	実施者数/勧奨対象者数	75%	100%	適切な医療機関受診率	
その他	きらきらウエルネス地域推進事業（地域保健課）	・意見交換会等を開催し、健康づくり事業計画を作成。その計画に基づき、地域及び行政が共働して事業を実施した。	22地区	21地区	地域主体の健康づくりに 取り組む中学校区数 （市支援分）	135,000人 （132,025人＋2500人/ 地区×1地区＋850人/地区 ×1地区）（100人未満切り捨て）	103,897人	地域主体の健康づくりの 取組への延べ参加者数 （市支援分）	
	元氣アップ事業（地域保健課）	・自治区、地域ふれあいサロン、交流館等で元氣アップ教室を開催し、元氣アップ教室終了後の自主活動グループ（約200グループ）への継続支援を行った。	217か所以上	190か所	自主グループ数	4.00%	3.04%	継続人口／高齢者人口	自主グループ活動継続人口3,053人／ R4.4.1現在の高齢者人口100,505人
	連携体制整備（総務課・地域保健課）	・効果的な重症化予防事業の検討をした。 ・糖尿病を主とした地域連携体制の検討をした。 ・栄養ケア体制の拡大の検討をした。	糖尿病対策地域連携会議 1回以上	糖尿病対策地域連携会議 0回	糖尿病対策地域連携会議の 開催数	外部関係機関と連携し、対策を 検討	支援評価委員会で対策 を検討した	糖尿病の保健医療連携体制の 構築及び対策の確立	
	地域包括ケア推進の取組（国保年金課・地域保健課）	・被保険者層の分析結果を含む地域健康カルテを用いて、地域の関係機関・関係団体（区長会、コミュニティ会議、地域会議、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等）に情報提供をし、共働による保健事業の実施を促した。	関係機関・団体へ地域健康カルテを用いた情報提供・協議・調整実施中学校区数：28（全中学校区）	関係機関・団体へ地域健康カルテを用いた情報提供・協議・調整実施中学校区数：28（全中学校区）	保健活動・保健事業の実施状況を関係者と共有 被保険者層の分析	計画策定地区2地区（合計22地区）	計画策定地区1地区（合計21地区）	分析結果を保健事業に反映	

2022年度 保健事業の取組内容

事業名（担当課）		2022年度の取組内容	アウトプット		指標	アウトカム		指標	特記事項
			目標値（2022目標値）	実績		目標値（2022目標値）	実績		
特定健康診査	特定健康診査未受診者対策（総務課）	・過去5年間の受診状況・検査値・問診等を分析し、複数のパターンに分けそれぞれに応じた勧奨案内を送付する。 ・年度途中の国保新規加入者に対し、窓口で特定健診の受診方法などを記載した説明文を配布し、特定健診の受診を促す。 ・4月2日以降の新規加入者に対して受診勧奨案内を送付する。 ・特定健診の案内やホームページ等に国保加入者のうち、人間ドックなど他の健診を受診した人から健診データを提供してもらえるように願う。 ・昨年度健診データを提供してくださった人に、今年度も提供いただけるよう案内を送付する。 ・新型コロナウイルス感染症による健診受診控えに対し、広報やホームページによる受診勧奨を実施する。	25%		受診者数/勧奨対象者数	①32% ②20% ③100件		2年連続受診率 40～50歳代の受診率 他で健診受診者のデータ提供数の増加	
	特定保健指導未受講者対策（総務課）	・対象者全員に電話による受講勧奨を行う。 ・特定健康診査受診医療機関にて、対象者へ受講勧奨ちらしを配布する。 ・新たに受講勧奨イベントを実施する。 ・新たに特定保健指導の初回面接分割実施を行う。	①積極：100% 動機：100% ②積極：5% 動機：5%		①実施者数/勧奨対象者 ②申し込み/対象者	①積極：45% 動機：40% ②積極：9% 動機：10% ③積極：95% 動機：99%		①実施者の改善率 ②勧奨者の実施率 ③実施者の終了率 （資格喪失者除く）	
生活習慣病予防	普及啓発活動（総務課・地域保健課）	・広報、ちらし等を活用した情報発信を実施する。 ・地域主催のイベント、学校等で健康教育、健康相談を実施する。 ・企業と連携した普及啓発を実施する。	①100% ②140回・225回 ③2,830人・6,700人		①揭示数/配布数 ②健康教育・相談実施回数 ③②の参加者数	40.0%		生活習慣改善率（意志なし）割合	
		・ヘルスサポートリーダー養成講座、ヘルスサポートリーダースキルアップ研修を開催する。 ・ヘルスサポートリーダー健康づくり講座の開催、市の健康づくり事業への協力を実施 ・「からだ点検おすすめ隊」、「生活習慣見直し隊」、「元氣アップお助け隊」の活動を支援する。	705人		ヘルスサポートリーダー養成講座修了者数	①1,800人 ②480回		①活動者（延べ）数 ②活動回数	
	重症化予防対策（総務課・地域保健課）	【疾病予防教室】 生活習慣病予防教室は、特定健診で情報提供対象者のうち、健診結果リスクの数から対象者を抽出して2コース実施する。（内容、回数共に同じ）	【疾病予防教室】 100%		【疾病別教室】	【疾病予防教室】 ①72% ②80% ③100%		【疾病別教室】 ①血液検査改善率 ②行動変容率 ③参加率	
		【受診勧奨】 ・健診結果において糖尿病が疑われる未治療者に対し、手紙・電話・面接・訪問等により医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施。 糖尿病対策地域連携会議で効果的な重症化予防事業について検討を行う。 ・評価方法等については引き続き、支援評価委員会の助言を受ける。	【受診勧奨】 100%		【受診勧奨】 実施者数/対象者数	0.40%		【受診勧奨】 ④HbA1c7%以上または糖尿病性腎症3,4期相当者のうち未治療者数/健診受診者数	
医療費適正化	医療費の通知（国保年金課）	・医療費の総額と自己負担額を、国保加入の全世帯に2か月毎に通知する（5,7,9,11,1,3月）。	全世帯		発送件数	－		－	
	ジェネリック医薬品の利用促進（国保年金課）	・ジェネリック（後発）医薬品を使用した場合に、1調剤あたり100円以上又は1人あたり300円以上減額となる被保険者（30歳以上）に通知する（9,3月）。	7,000件		発送件数	78.0%		ジェネリック医薬品の使用割合（数量）	
	柔整受診者へのアンケート調査（国保年金課）	・柔整施術を受けた被保険者の中から無作為抽出した100人に対し、施術内容や回数についてのアンケート調査を行う（毎月）。 ・アンケート調査の結果、回答とレセプト内容が異なっていないかを調査する。	1,200件 （毎月100件）		アンケート実施数	－		柔整療養費の適切な運用	
	重複・頻回・重複服薬者対策（総務課）	・3か月連続して、1か月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を2以上の医療機関から処方されている者に対し、適正受診・適正服薬を促すため家庭訪問を実施する。（血圧、脂質、血糖、脂肪肝）	100%		実施者数/勧奨対象者数	100%		適切な医療機関受診率	
その他	きらきらウエルネス地域推進事業（地域保健課）	・意見交換会等を開催し、健康づくり事業計画を作成。その計画に基づき、地域及び行政が共働して事業を実施する。	22地区		地域主体の健康づくりに取り組む中学校区数（市支援分）	106,000人 （103,897人人＋2500人/地区×1地区＋850人/地区×1地区）（100人未満切り捨て）		地域主体の健康づくりの取組への延べ参加者数（市支援分）	
	元氣アップ事業（地域保健課）	・自治区、地域ふれあいサロン、交流館等で元氣アップ教室を開催し、元氣アップ教室終了後の自主活動グループ（190グループ）への継続支援を行う。	235か所以上		自主グループ数	4.00%		継続人口／高齢者人口	
	連携体制整備（総務課・地域保健課）	・効果的な重症化予防事業の検討をする。 ・糖尿病を主とした地域連携体制の検討をする。 ・栄養ケア体制の拡大の検討をする。	糖尿病対策地域連携会議 1回以上		糖尿病対策地域連携会議の開催数	外部関係機関と連携し、対策を検討		糖尿病の保健医療連携体制の構築及び対策の確立	
	地域包括ケア推進の取組（国保年金課・地域保健課）	・被保険者層の分析結果を含む地域健康カルテを用いて、地域の関係機関・関係団体（区長会、コミュニティ会議、地域会議、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等）に情報提供をし、共働による保健事業の実施を促す。	関係機関・団体へ地域健康カルテを用いた情報提供・協議・調整実施中学校区数：28（全中学校区）		保健活動・保健事業の実施状況を関係者と共有 被保険者層の分析	計画策定地区1地区（合計22地区）		分析結果を保健事業に反映	

第5章 保健事業の内容

事業名（担当課）		目的・概要	対象者	アウトプット			アウトカム		
				現状値（2016年度）	目標値（2023年度）	指標	現状値（2016年度）	目標値（2023年度）	指標
特定健康診査	特定健康診査未受診者対策（総務課）	* 未受診者対策 【目的】特定健診受診率向上 【概要】受診率向上のために電話、はがき、家庭訪問等での受診勧奨 他の健診受診者の健診データ提供数の増加を促す 地域特性に応じた取組	40～74	7.9% * 詳細内訳 * 電話：13.2% はがき：6.1%	30%	受診者数/勧奨対象者数	30.7%（2014-2015年） 18.6%（2015年） 31件	35% 19% 100件	2年連続受診率 40～50歳代の受診率 他で健診受診者のデータ提供数の増加
特定保健指導	特定保健指導未受講者対策（総務課）	* 未受講者対策 【目的】特定保健指導の受講率向上 【概要】受講率向上のために電話、手紙による受講勧奨	40～74	①積極：81.3% 動機：79.7% ②－	①積極：100% 動機：100% ②5%	①実施者数/勧奨対象者 ②申し込み/対象者	①積極：35.4%(2015年) 動機：23.3%(2015年) ②積極：7.5%(2015年) 動機：10.1%(2015年) ③積極：81.2% 動機：96.1%	①積極：40% 動機：30% ②積極：10% 動機：15% ③積極：100% 動機：100%	①実施者の改善率 ②勧奨者の実施率 ③実施者の終了率 （資格喪失者除く）
生活習慣病予防	普及啓発活動（総務課・地域保健課）	【目的】加入者への情報発信、市民全体の健康意識の向上 【概要】特定健診・がん検診受診及び糖尿病、高血圧予防のための啓発 * 広報、ホームページに健康情報を掲載 * 地域での健康教育及び相談等での啓発・情報発信 * 情報の周知・啓発を行う人材の確保及び育成	市民	①－（未実施） ②94回・158回 ③1,944人・4,737人	①100% ②150回・240回 ③3,000人・7,100人	①揭示数/配布数 ②健康教育・相談実施回数 ③②の参加者数	42.9%	35%	生活習慣改善率（意志なし）割合
		【目的】健康づくりボランティアとの共働による一層の周知・啓発 【概要】ヘルスサポートリーダー養成講座の開催や活動支援		555人	735人	ヘルスサポートリーダー養成講座修了者数（累計）	①1,385人/年 ②338回/年	①1,880人/年 ②500回/年	①ヘルスサポートリーダー活動者延数 ②活動回数
	重症化予防対策（総務課・地域保健課）	【目的】生活習慣の改善、医療機関への受診 【概要】健診結果に基づき疾病別健康教室を開催 * 糖尿病・高血圧・慢性腎臓病（CKD）対策を重点的に実施 電話・家庭訪問等による医療機関への受診勧奨 * 糖尿病については、糖尿病重症化プログラムを参考に対象者を抽出	～74	【疾病別教室】 119% （申込み多数で臨時開催） 【受診勧奨】 100%	100% 100%	【疾病別教室】 申し込み数/定員（1教室あたり36人） 【受診勧奨】 実施者数/対象者数	【疾病別教室】 ①64～79% ②－（自己効力感64%） ③94.6% 【受診勧奨】（2015年度） ④0.65%（167人）	①80% ②75% ③100% ④0.40%(100人)	【疾病別教室】 ①血液検査改善率 ②行動変容率 ③参加率 【受診勧奨】 ④HbA1c7%以上または糖尿病性腎症3,4期相当者のうち未治療者数/健診受診者数
医療費適正化	医療費の通知（国保年金課）	【目的】医療費の適正化と不正請求の防止 【概要】今までに支払った医療費を通知	国保被保険者	全世帯	全世帯	発送件数	－	－	－
	ジェネリック医薬品の利用促進（国保年金課）	【目的】医療費の適正化 【概要】ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬剤料を通知	国保被保険者	5,550件	10,000件	発送件数	68.7%	80.0%	ジェネリック医薬品の使用割合（数量）
	柔整受診者へのアンケート調査（国保年金課）	【目的】柔整療養費の適切な制度運営と制度に対する被保険者の意識向上 【概要】柔道整復師の施術内容を確認	国保被保険者	毎月100件	毎月100件	アンケート実施数	－	－	柔整療養費の適切な運用
	重複・頻回・重複服薬者対策（総務課）	【目的】適切な治療状況につなげる 【概要】家庭訪問等を実施し、医療機関への受診状況を確認	40～74	－ （未実施）	100%	実施者数/勧奨対象者数	－ （未実施）	100%	適切な医療機関受診率
その他	きらきらウエルネス地域推進事業（地域保健課）	【目的】地域特性に応じた健康づくりをPDCAサイクルに基づき、地域主体で推進 【概要】健康関連データを中学校区ごとにまとめた地域健康カルテを基に、地域特性に応じた健康づくりを住民と共働により推進	市民	6地区	26地区	地域主体の健康づくりに取り組む中学校区数（市支援分）	35,132人	55,000人	地域主体の健康づくりの取組への延べ参加者数（市支援分）
	元気アップ事業（地域保健課）	【目的】高齢者の介護予防 【概要】身近な場所で体力の維持増進、認知症予防、転倒予防、閉じこもり予防のためのストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行い、自主グループとして継続	65～	99グループ	338グループ(2020年)	自主グループ数	1.80%	約8%	継続人数/高齢者人口
	連携体制整備（総務課・地域保健課）	【目的】糖尿病対策を、予防から治療にわたり、関係機関の連携により効果的に推進 【概要】豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、専門医療機関、職域、行政等による糖尿病対策地域連携会議を開催し、連携基準等を構築	関係機関	－ （未実施）	1回/年以上	糖尿病対策地域連携会議の開催数	－	－	糖尿病の保健医療連携体制の構築及び対策の確立
	地域包括ケア推進の取組（国保年金課・地域保健課）	【目的】被保険者を支える地域づくり 【概要】被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況を関係者と情報共有 被保険者層の分析及び結果を保健事業に反映	関係機関	－	－	保健活動・保健事業の実施状況を関係者と共有 被保険者層の分析	－	－	分析結果を保健事業に反映

【報告事項 4】 国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について

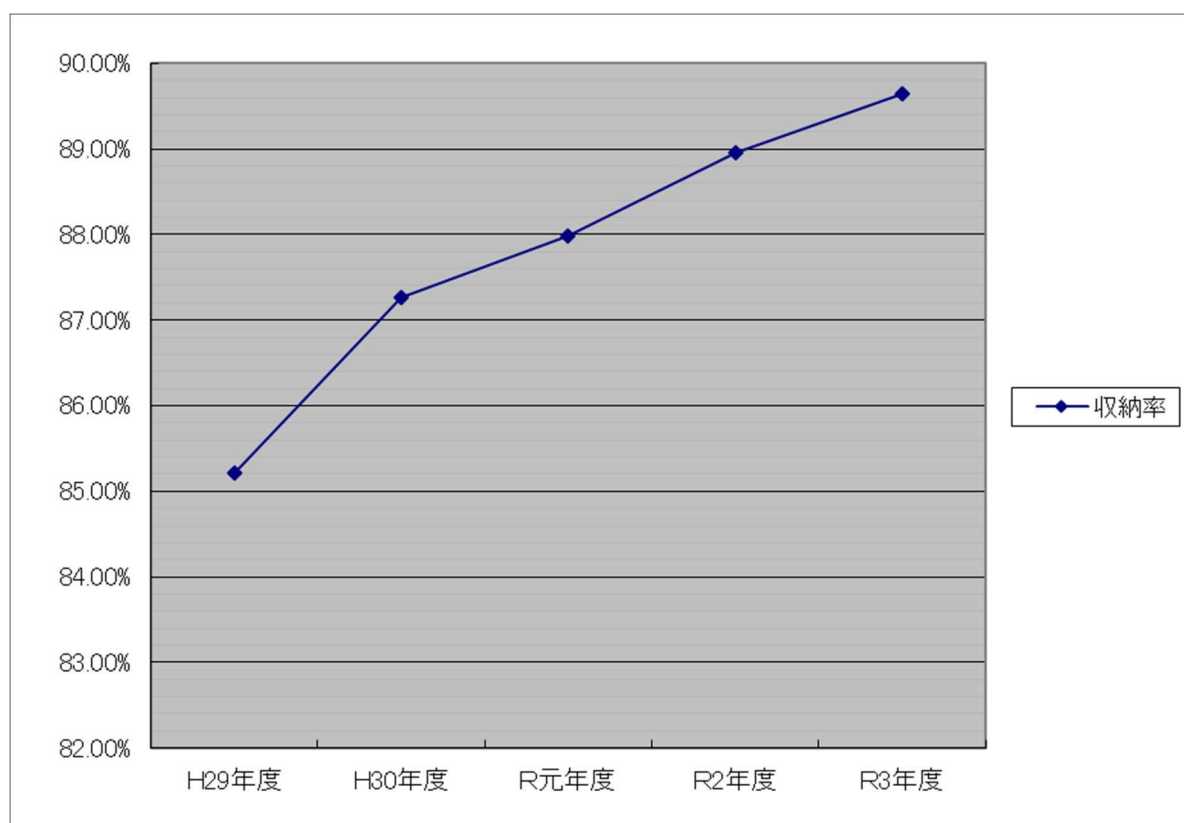
1 収納率の推移（平成 29 年度～令和 3 年度）

（1）現年・滞納繰越別収納率の推移

（単位：百万円。百万円未満切捨て）

	現年度分			滞納繰越分			合計		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
H29 年度	8,325	7,950	95.49%	1,531	448	29.29%	9,857	8,399	85.21%
H30 年度	7,984	7,670	96.07%	1,266	402	31.76%	9,250	8,072	87.27%
R 元年度	7,841	7,511	95.79%	1,035	298	28.85%	8,877	7,810	87.98%
R 2 年度	7,847	7,551	96.23%	934	260	27.92%	8,781	7,811	88.96%
R 3 年度	7,643	7,397	96.78%	867	232	26.75%	8,511	7,629	89.64%

（2）合計収納率の推移



2 令和3年度の実績

- (1) 滞納者に対し、民間委託による催告の実施（58,293 件 ※）
※国保を含めたすべての催告件数（電話、メール、文書）
- (2) 滞納防止のための口座振替の勧奨（登録件数 3,189 件）
- (3) 納税折衝の機会の確保のための短期被保険者証の交付前の呼出し（760 件）
- (4) 財産調査の徹底による早期の差押の実施（1,086 件）

3 令和4年度数値目標

現年度収納率	96.78%
過年度収納率	26.75%

4 令和4年度の実施

- (1) 滞納者への早期の納付催告
令和2年度から開始した納付催告・窓口業務の民間委託により、SMS（ショートメッセージサービス）による納付催告の実施や、他自治体で効果が高かった催告ハガキの導入など、引き続き効果的な納付催告を実施する。
- (2) 短期被保険者証の交付に合わせた折衝機会の創出
短期被保険者証の交付にあたり、具体的な納付計画ができていない者等に限り短期被保険者証を交付し、その他の者は呼び出しにより納付計画を立てた後に同証を交付するなど、納税者との折衝の機会を創出し、計画的な納税を促す。
- (3) 滞納整理の適正な実施
支払能力のある滞納者に対しては財産調査を着実にを行い、財産があった場合は早期に差押を実施する。
- (4) 納付困難な状況に応じた納税の猶予の実施
平成30年度から令和2年度までの3年間に国民健康保険税を滞納した者について滞納理由を調査したところ、どの年度においても収入少、失業及び本人又は家族の病気・怪我が理由による滞納の割合が4割を超えていることが判明した。これらの理由で納付が困難な者は納税の猶予の対象となり得るため、状況に応じて猶予制度を案内する。

滞納理由（各年度4月1日時点）

滞納理由	R2年度 (%)	R元年度 (%)	H30年度 (%)
1 収入少	27.98	24.70	21.81
2 失業	12.91	13.68	14.33
3 本人又は家族の病気・怪我	5.20	4.60	5.14
4 その他の理由	17.79	25.78	22.46
5 理由未回答・不明	36.12	31.24	36.26
合 計	100.00	100.00	100.00

参考 年度別猶予承認件数

滞納理由	R3 年度 (件)	R2 年度 (件)	R 元年度 (件)
徴収猶予	4 3	6 3 9	2 0
換価猶予 (申請)	5 1	5 7	3 4
換価猶予 (職権)	6 6	3 7	1 3
合 計	1 6 0	7 3 3	6 7

※R2 年度は徴収猶予のコロナ特例により件数が増加している。

5 その他 (滞納状況)

(1) 滞納金額 (各年度決算時点) (単位: 百万円。百万円未満切捨て)

対象年度	現年度分 (百万円)	滞納繰越分 (百万円)	合計 (百万円)
令和元年度	3 2 6	6 1 5	9 4 2
令和2年度	2 9 4	5 8 2	8 7 7
令和3年度	2 4 5	5 6 7	8 1 3

(2) 滞納世帯数 (各年度5月末時点)

対象年度	滞納者世帯数	世帯数	滞納世帯割合
令和元年度	2, 9 8 9	4 8, 0 5 3	6. 2 %
令和2年度	2, 7 2 4	4 8, 0 3 6	5. 7 %
令和3年度	2, 5 4 7	4 7, 0 6 8	5. 4 %

※滞納者世帯数の算出に当たっては、国保年金課で保有している国民健康保険税滞納者情報及び国民健康保険被保険者情報を突合し、月末時点で滞納世帯かつ国保資格がある世帯を集計した。

【報告事項５】その他改正等について

1 国民健康保険税率等の改正

（１）令和４年度国民健康保険税率の改正内容

令和３年度国民健康保険運営協議会の答申に基づき、以下のとおり税率等を改正

※課税限度額については、地方税法施行令の一部改正に伴い改正

区分	内容		税率等		
			医療分 (全加入者)	後期支援分 (全加入者)	介護分 (40歳から64 歳の加入者)
所得割	加入者の前年中 の所得に応じて 算出	改正前	5.41%	1.80%	1.55%
		改正後	5.85%	1.80%	1.55%
		増減	+0.44%	—	—
均等割	加入者の人数に 応じて算出	改正なし	26,100 円	6,800 円	9,400 円
平等割	すべての世帯が 同額を負担	改正なし	22,200 円	6,500 円	5,800 円
課税限度額		改正前	63 万円	19 万円	17 万円
		改正後	65 万円	20 万円	17 万円
		増減	+2 万円	+1 万円	—

（２）法定軽減の主な改正内容

国民健康保険税の未就学児に係る均等割軽減の新設（適用：令和４年４月１日）

地方税法施行令の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割を５割軽減する。低所得世帯に係る軽減（７・５・２軽減）の適用がある場合は、適用後の均等割額をさらに５割軽減する。

軽減額については、公費で支援される（国１／２、県１／４）。

区 分		軽減なし	２割軽減あり	５割軽減あり	７割軽減あり
医療分	未就学児以外	26,100 円	20,880 円	13,050 円	7,830 円
	未就学児	<u>13,050 円</u>	<u>10,440 円</u>	<u>6,525 円</u>	<u>3,915 円</u>
後期 支援分	未就学児以外	6,800 円	5,440 円	3,400 円	2,040 円
	未就学児	<u>3,400 円</u>	<u>2,720 円</u>	<u>1,700 円</u>	<u>1,020 円</u>

※介護分は、未就学児に係る軽減はありません。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免の状況

(1) 減免制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②の要件を満たす方は、申請により減免適用の対象。令和4年度国民健康保険税納税通知書（当初通知・6月15日発送）の発送以降受付を行っている。

【要件】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒**保険税の全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、以下の要件を全て満たす場合

- 〈世帯の主たる生計維持者について〉

 - (1) 給与収入や事業収入で、収入種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の合計所得が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年合計所得が400万円以下であること

⇒**保険税の一部減額**

※主たる生計維持者の前年所得等に応じて10分の2～全額

【対象となる保険税】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する国民健康保険税

(2) 減免申請の状況（令和4年6月末までの申請分）（単位：件、万円）

		減免申請	決定件数	減免額
令和4年度申請	令和4年度分	8件	8件	約145万円
	令和3年度分	0件	0件	0万円
	計	8件	8件	約145万円
令和3年度申請	令和3年度分	70件	69件	約938万円
	令和2年度分	2件	2件	約4万円
	計	72件	71件	約942万円

(3) 減免に要する費用に対する財政措置

減免額に対しては、令和4年度は10分の4相当額が国から財政支援される予定。

※令和3年度は10分の10相当額の支援有り。

3 傷病手当金の状況

(1) 概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止と生活の安定を図ることを趣旨として新型コロナウイルス感染症に感染等するなど一定の条件を満たした人に対して国保被保険者に係る傷病手当金を支給する。

(2) 対象者

次のいずれにも該当する人

- ① 給与の支払いを受けており、豊田市の国民健康保険に加入している人
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染した人、又は発熱等の症状があり感染が疑われる人

(3) 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給する。

- ① 療養のために働くことができないこと
- ② 4日以上仕事を休んでいること

※療養のため連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日について支給される。

(4) 支給額

$$\boxed{\text{直前の継続した3月間の給与収入の合計}} \div \boxed{\text{就労日数}} \times \boxed{2/3} \times \boxed{\text{支給対象日数}}$$

(5) 適用期間

令和2年1月1日～令和4年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

(6) 申請等の状況（令和4年6月末時点）

	申請件数	決定件数	支給金額
令和4年度	29 件	29 件	967 千円
令和3年度	54 件	54 件	2,890 千円
令和2年度	15 件	15 件	608 千円

※国から10分の10の財政支援あり。

4 高額療養費の申請手続き簡素化

(1) 概要

医療費の自己負担額が高額となった場合、その額が自己負担限度額を超えた金額について支給をする制度。支給を受けるためには、該当月ごとに申請を行う必要がある。

高額療養費の申請に関し、平成29年3月及び令和3年3月に国民健康保険法施行規則の一部が改正され、手続きに関する簡素化を行うことができるようになった。

この改正を受け、高額療養費の手続きに関する簡素化を実施し、2回目以降の該当月に関し、高額療養費の自動振込を開始した。

(2) 対象者

令和2年4月（令和2年1月診療分）～ 世帯主及び国保加入者が70歳以上のみの世帯
令和4年4月（令和4年1月診療分）～ すべての世帯
ただし、以下に該当する世帯は対象外する。

- ① 国民健康保険税に滞納があるとき
- ② 難病等公費による治療を受けているとき
- ③ 第三者行為（交通事故等）による治療を受けているとき
- ④ 世帯主から自動振込停止の申出があったとき
- ⑤ 申請の内容に偽りその他不正があったとき
- ⑥ 世帯主が変わったとき

※①～③の場合は、停止理由が解消されれば自動振込が再開する。

(3) 簡素化の状況（令和4年6月勧奨分（主に令和4年3月診療分））

- ・ 高額療養費対象件数 1, 799件
- ・ 高額療養費申請の勧奨通知発送数 752件
- ・ 自動振込み対象者 1, 047件（58.2%）

5 各種手続きにおける電子申請の導入

(1) 概要

市民がスマートフォンやパソコンから「あいち電子申請・届出システム」を活用し、国民健康保険に関する届出ができる。

(2) 対象となる手続（令和4年4月から6月までの実績）

- ・ 国民健康保険資格喪失届 343件
- ・ 再交付申請（保険証） 5件
- ・ 再交付申請（高齢受給者証） 0件